

- 六 動力部早去未成を復す
- 七 主任耕作の件 (全頁、附表)
- 八 工場労働制及賃金の件
- 九 午空の博合歩留を所す
- 一〇 五五作業の博合の手段以外賃金を附す
- 一一 教習士の賃金制。博合の常用作業の件
- 一二 外 諸般止すの件
- 一三 臨時工を休むに付すの件
- 一四 労働賃金値上
- 一五 往來小の歩留と一割と付すの件
- 一六 半日労働の歩留の公平と支給せよの旨を不承
- 一七 労働日長短上の労働率の件
- 一八 労働工場労働制の件
- 一九 労働者の福利を所すの件
- 二〇 労働者の福利を所すの件

以上

傳

第	4.7.8
号	608

勞務秘第一一六二號

昭和四年七月三日

警視總監 長岡隆一郎

内務大臣安達謙藏 殿

社會局長 官 殿

各廳府縣長 官 殿

(北海道、京都、大阪、神奈川、兵庫、愛知、靜岡、福岡)

沖電気株式會社勞働爭議ニ関スル件 (第五報)

要旨 (従業員、會社、回答ヲ待タズ、一日午後四時、芝浦西工場、全員、大崎工場へ入リ、名譽職団本部ニ引揚ケ罷業ヲ決行ス)

標記勞働爭議既報後ノ狀況左記ノ通

記

